

老齢年金の「裁定請求書」が送付されます

年金のお問い合わせは

「ねんきんダイヤル」へ！

今年10月から、年金を請求する方の利便性の向上や請求漏れ防止のため、年金の加入記録等をあらかじめ印字した老齢年金の「裁定請求書」が、年金支給開始年齢の約3ヶ月前に送付されることとなりました。

《送付対象者》

○60歳の3ヶ月前に送付される方（昭和21年1月2日以降生まれの方が対象となります。）

・60歳に特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生する方（老齢基礎年金の受給資格が確認でき、厚生年金保険の加入期間が12ヶ月以上ある方）

※60歳後に受給権が発生する方や、社会保険庁が管理している年金加入記録のみでは老齢基礎年金の受給資格が確認できない方につきましては、「年金に関するお知らせ」（はがき）が送付されます。

○65歳の3ヶ月前に送付される方（昭和16年1月2日以降生まれの方が対象となります。）

・65歳に初めて老齢年金の受給権が発生する方（老齢基礎年金の受給資格が確認できた方のうち、加入期間が国民年金のみの方及び厚生年金保険の加入期間が12ヶ月未満の方）

・65歳前に特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生しているにもかかわらず、年金の請求をされていない方

《裁定請求書が送付されたら…》

請求書に印字されている年金の加入記録等をご確認のうえ、必要事項をご記入ください。

請求書の提出及び戸籍・住民票等の準備につきましては、受給権発生日（お誕生日の前日）より後にお願いいたします。

ご不明な点がありましたら、「ねんきんダイヤル」0570-051-165又はお近くの社会保険事務所までご相談ください。

問い合わせ先

高知社会保険事務所

■875-1717

問い合わせ先
環境課

■893-1160

○年金請求などの年金相談 0570-051-165
○年金を受けられている方の年金相談 0570-071-165
○受付時間 8時30分～17時（土・日・祝日を除く。）
＊「ねんきんダイヤル」は、全国の年金電話相談センター等のうち、回線の空いているところにおつなぎします。
＊通話料金は一般的の固定電話の場合、接続先にかかる市内通話料金でご利用いただけます。

*電話機の設定、PHSなど電話機によってはご利用になれません。お手数ですが、他の電話機でおかけ直しめただくか、最寄りの社会保険事務所をご利用ください。

休日・時間外年金相談のお知らせ（12月）

○年金相談の受付時間延長

12月12日（月）は、県内4つの社会保険事務所で、年金相談の受付時間を19時まで延長しています。

また、高知東社会保険事務所では、毎週月曜日も年金相談の受付時間を19時まで延長しています。

○第2土曜日は年金相談日

12月10日（土）は、県内4つの社会保険事務所にて、9時30分から16時まで年金相談を行っています。

通常より混雑も少ないので、どうぞお気軽にご利用ください。

犬を飼つている方へ

最近、犬の飼い方についての苦情が多く寄せられています。特に「犬が一日中鳴き続けて眠れない。」といった鳴き声に関する苦情の件数が増加しています。

飼い主の方はご近所の方に迷惑をかけないように心配りをし、次のことについても厳守の上、犬を飼うようにしてください。

・放し飼いはしない。
・ファンの後始末は飼い主がする。

・悪臭がしないように犬や犬小屋を清潔にする。

・子犬を捨てない。

なお、いの町では、事前申請をした上で不妊又は去勢手術をした犬の飼い主の方に予算の範囲内でオス・メス一律で補助金5,000円を交付する制度があります。繁殖をご希望でない方は利用することをおすすめします。

問い合わせ先
環境課